

令和 6 年度 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務委託仕様書

1. 目的

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館は、国宝 1 件、重要文化財 13 件をはじめ多くの文化財を保管・展示する、質・量ともに「日本一の考古博物館」といえる博物館である。

本業務は、前年度の引き続き当博物館の展示解説にデジタル技術をもとにした「デジタルミュージアム」をさらにアップグレードすることで、来館者及び館外の方々にこれまで以上に展示を深く理解していただき、博物館の魅力を強くアピールして、さらなる誘客することを目的とする。

その目的のため、従来の来館者層（考古学ファン）にはより深い解説を、新たな来館者層（若年層、外国人等）にはより親しみやすく、理解しやすい解説を提供するデジタルコンテンツを制作するものである。

2. 業務名

令和 6 年度 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務

3. 実施期間

令和 6 年 12 月 24 日～令和 7 年 3 月 21 日まで。

令和 7 年 4 月 1 日までにコンテンツの公開を実施する。

4. 業務の概要

- 前年度制作したデジタルミュージアムコンテンツに加え、さらにコンテンツを追加し、ホームページ (<http://www.kashikoken.jp/museum/top.html>) 上に公開する。また施設来館時の展示ガイドとしても使用できるように、スマートフォンにも対応させる。

5. 業務の内容

制作業務は委託者（奈良県立橿原考古学研究所）の指導・監督のもと、博物館担当職員との協議を踏まえてデジタルコンテンツを追加する。

5-1 解説コンテンツの追加、館内グラフィックとの連動（デジタルミュージアム）

- 解説映像と館内グラフィックの表示解説を連動させることにより、より充実したデジタルミュージアムを構築する。
- 館内グラフィックで使用している早川和子氏のイラストを博物館ホームページの常設展示ページに表示し、デジタルミュージアムへのリンクボタンを付けることにより、イ

ラストの展示ポイントにアクセス、誘導できるしくみを構築する。

※イラストは2次使用となるため要確認とし、発注者から早川氏へ確認することとする。

5－2 キッズ向けデジタルミュージアム

- ・子供を対象にしたページを新設し、子供が考古学を楽しく学び、愛着を持ってもらうコンテンツを作成する。
- ・ページはポップなイラスト表現で考古遺物などもイラスト化しわかりやすく解説する。
- ・子供が「なぜ?」、「なんのため?」と考古学に興味を持つてもらう展開にする。
- ・解説映像からより詳しく学ぶことができるよう、子供向けページと既存デジタルミュージアムが連携するシステムを構築する。

5－3 つくるつながる（知的好奇心のきっかけづくりコンテンツ）

- ・既存デジタルミュージアムの出口付近に、博物館からの問い合わせや、課題を提示するコンテンツを追加する。
- ・子供のリピーターの増加を図る目的で、提示する課題は次回の来館を促すものを想定する。

課題をきっかけに博物館との交流を促進する。

(課題例)

○子供たちが考える「遺したい宝物」は何かを問い合わせ、絵を描いてもらう。

○描いた絵を次回来館時に持参。絵は博物館内に掲示し、子供には粗品等を提供する。

- ・既存デジタルミュージアムへの実装プログラム
- ・UI デザイン作成

5－4. 学芸員の1日の仕事紹介

- ・普段は見ることができない学芸員の1日の仕事を映像で紹介する。
- ・学芸員が遺物の補修、展覧会の準備風景、会議等を行っている情景を映像にて紹介する。
- ・ムービーは継続的に作成し、シリーズ化考古学ファンの創出、繋がりを強化する。
- ・おもに静止画像でスライド方式で展開
- ・撮影は1~2日程度、映像の長さは2分程度、テロップ・BGMあり（日本語のみ）。

6. 構築・公開

サーバーは奈良県立橿原考古学研究所附属博物館のホームページサーバーを使用する。

サーバー環境は別途提供し、仕様や制限は当該サーバーの範囲内で構築すること。

※Windows10以上、Android13.0以上、iOS 16.0以上で動作

(1) ウェブページの形式

公開されるホームページの対応ブラウザは次の通りとする。
非対応ブラウザについては別途協議する。

【パソコン向け】

- Microsoft Edge
- Google Chrome
- Firefox
- Safari
- Mozilla

【スマートフォン向け】

- iPhone 及び Android の標準ブラウザ

7. 提出書類・検査等

7-1. 提出書類

受託者は、契約後速やかに次の書類を委託者に提出し承認を得ること。
なお、上記書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届等を提出し承認を得ること。

(1) 業務実施計画書

受託者は、契約締結後速やかに委託者と協議の上、本業務の準備から終了前の日程、業務内容の詳細、技術者の配置・分担について記入した業務実施計画を提出し、承認を受けるものとする。

(2) 業務工程表

業務の着手前に、業務工程表を提出し、承認を受けること。

(3) 配置技術者報告書

(4) 委託業務実施報告書

業務完了期日までに全ての作業を完了するとともに、委託業務実施報告書を委託者に提出し、検査を受けること。検査に合格した後に引き渡しを受ける。

7-2. 完成検査

検査は成果物の引渡しを目的とし、委託者の立ち会いのもとに行うこと。
万一不備もしくは、不良の事項のある場合は、委託者の指示に基づき、直ちに取り替えまたは補修を行って完全なものとし、再検査を履行期限までに受けること。

7-3. 成果物

受託者は、業務の完了後、次の成果物を遅滞なく委託者に引き渡すこと。

成果物の提出期限 令和7年3月21日（金）

1	ホームページに公開する内容（HTML ファイル、MP4 ファイル等）を網羅したハードディスクドライブ	1 台
2	業務実施計画書（A4 サイズ）	2 部
3	取り扱いマニュアル（A4 サイズ）	2 部
4	完成届、引渡書	1 部
5	内部事務協議の資料、議事録 ＜正・副＞	2 部
6	その他委託者が必要とするもの	1 部

8. 瑕疵担保

- (1) 委託者は、成果物の引き渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見された時は、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。
- (2) 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、引き渡しを受けた日から 3 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。
- (3) 委託者は、成果物の引き渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受託者がその瑕疵があることを知っていた時は、この限りではない。
- (4) 第 1 項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

9. 留意事項

- (1) 受託者は、委託者から業務改善を指摘された場合、協議のうえ速やかに対処しなければならない。また、その経過および改善対策方法の報告書を作成し、指定された期日までに提出しなければならない。
- (2) 受託者は、本契約の履行期間、また履行後においても、業務上知り得た個人情報を含む全ての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取り扱いについても同様である。
- (3) 本委託業務において作成された成果物にかかるすべての著作権は、委託者に帰属する。また、業務の履行にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の写真、文章、図解などを使用するときは、

あらかじめ委託者と協議のうえ、著作権法上に定められた手続きを行うこと。もし、これらの手続きを経ないで問題が生じても委託者は一切の責任を負わず、負担もしない。

- (4) 設置にあたっては、特定の者でしか扱えない特殊な技術や器具等を避け、汎用性の高いものを使用するよう配慮すること。
- (5) 委託期間中に受託者に帰すべき理由により不具合が生じた場合は、誠意をもって対応すること。なお、この場合に必要な経費は受託者の負担とする。
- (6) 別添『公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）』を遵守すること。
- (7) 仕様書に含まれていない事項については、委託者と受託者双方による協議を行い、決定するものとする。